

被曝による健康被害は原発問題の核心

5月11日 報告集会：県弁護士会館

(文責 編集部森山)

第4回口頭弁論の開催された5月11日。報告集会のなかで、医師である松本文六原告団共同代表から、今後の裁判闘争の進め方についての重要な提起がありました。そして、河合弁護士（弁護団共同代表）から、問いに答えるかたちで、福島における甲状腺がん問題の深刻化について大変重要な報告がありました。

問 い

松本：甲状腺がんの公式発表では176人（2016.12発表）。ところがこのあいだの国会審議（2017.4.14参議員東日本震災復興特別委員会）で山本太郎代議士が厚生労働省に質したところ、何と1082人という数字ですね。要するに隠ぺいしているわけです。福島県の健康調査は「もうこれ以上検診は続けない、希望者だけにします」とのこと。まさにそういう問題を全部葬り去ろうとしているのです。だけど庶民にとって一番不安なのは健康問題です。

”目に見えない、聞こえない、匂わない、味わえない、肌に感じられない”いわゆる五感に感じられないんですね、放射線障害は。そしていよいよそれが五感に感じられるようになった時は死の間近かです。その点、どうして裁判のなかで問題にされないのか、前々から気になっていたのです。

一番原告として気にしている健康障害の問題。これを裁判のもう一つの争点にしてほしいと思うし、実際にチェルノブイリでもものすごい健康障害が発生しているのは歴史的事実ですから。そういう展開もやって欲しいし、すべきではないでしょうか。どうも科学論争ばかり聞いている感じがしています。

回 答

河合：全くそのとおりだと思います。原発の最大の被害は健康被害です。健康被害というと軽く聞こえますが、甲状腺がん、白血病、その他総合的身体的な病気です。で、それが実際には因果関係はないんだ、怖くないんだということになるとどういうことになるのかということ、「放射線は怖くない」というのと同じなんです。

放射性物質は怖くないということになると、原発の重大事故は怖くないということになる。原発の重大事故は怖くないということはどういうことになるのか。「原発を動かす」ということになるのです。

だから、政府や原子力側はとにかく原発を動かしたい、そのためには健康被害が深刻であっても困る。だからそのことを隠ぺいしようとする。そのシステムたるや極めて強大です。実は私は、その問題がやっぱり一番深刻な問題だっ

て考えているのです。だから松本先生の言われるとおりになんですけど、今まであまり取り上げられなかったのは、情報としてまだこちらが押せる状況になかったからです。

それで患者はどういう状況になっているかというと、松本先生の言ったとおり185人（2017.3発表）になっているのです。そのうち146人はすでに手術し、そのうちの数十人はそこから転移してアイソトープ治療をして、もっと深刻な放射性物質を飲んで、そして細胞にとりつかせて、その放射能の力でそのがんをつぶすという、そういう深刻な治療を受けているという状況なんです。

それで100万人に1人か2人しかもともとは発生しない珍しい病気なのが、38万人で割り算するとわかるんですが400倍くらいなんです。固く見積もっても20倍から50倍になる。スクリーニング効果と言って、要するに調べ過ぎだから出てきた、スクリーニングし過ぎたからでてきた”調べ過ぎの結果”なんだよ、ということなんです。だけど2倍や3倍ならわかるけど20倍、50倍、400倍なんていうのはスクリーニング効果で説明しきれないんです。にもかかわらず「だけど因果関係があるとは考えにくい」というのが政府と福島県の説明なんです。

患者たちは非常に逼塞した状態です。孤立して分断されていて、お互い185人の名前も顔も知りません。我々がそれを助け出すために「名前を教えてください」と言っても、「個人情報だから教えられない」ということで、一切わかりません。

そこで私たちが一計を案じて、じゃあこの人
たちを助ける、経済的に支援するという運動を
始めよう。そうすれば名乗り出てくれるだろう、
ということで「3.11 甲状腺がん子ども基金」とい
う運動を始めました。

ひとりについて 10 万円、アイソトープ治療を
受ける人には 20 万円差し上げるとい運動を始
めました。あっという間に 3500 万円くらい集ま
って、いますでに 80 数名の人に差し上げていま
す。ということは逆に言うと 80 数名の氏名、住
所、被曝状況、現在の状況が全部把握できまし
た。それで、そういう人たちに団結してもらっ
て、きちんとした政策要求を出していってもら
わなければいけない、そういう段階なんです。

愛媛新聞2017.4.1



松本原告団代表に答える河合弁護士(共同代表)

そういうことをやっていたら、何と被曝当時 4
歳の子どものさんを持つ母親が申請してきたん
です。僕たちは大変びっくりしました。というの
は従来政府が言っていることは「被曝当時に 4 歳、
5 歳以下だった子どもは誰も発症していない」「こ
れはチェルノブイリと顕著に違う事実だ」。

チェルノブイリでは被曝当時 4 歳、5 歳以下だ
った子どもがどんどん亡くなっていた。福島で
は全然そういうことがない、だから因果関係が
あるとは考えにくいんだ、という最有力の証拠
にしていたのです。それが何と私たちがつくっ
た医療補助基金(3.11 甲状腺がん子ども基金)の
申請に 4 歳の子どものが来たんです。

そこで福島県に対して糺したんです。はじめ
は「そんな人はいません。そんなことはない」。
「本当にそんな人がいるんですよ」と言ったら
福島県がしぶしぶ認めたのが実はこういうこと
でした。

『『そういう人はいました』でもそれはこうい
うことで発表していないんです。1 次検査にかか
り、2 次検査でエコーやったり細胞診やったり、
そういうことで手術した子どもについては、そ
の子どもの数を発表している。だけど、そこか
ら経過観察という…手術まではする必要がない
から、経過を見ましようという、経過観察とい
うカテゴリーがある…そこに入った子どもが、
結局は症状が悪化し、手術になった場合には、
発表の対象にしていません』というんです。

そんなことって! えっ!! 僕らびっくりして
「経過観察になった子どもが発表から漏れて、
対策を立てるためのデータとしては不十分です
ね」と言ったら、「そうですね」と答える。

「じゃあその経過観察になった子どもが今ま
で何人いるんですか」と聞いたら「2500 人いる」

甲状腺がん 4 歳にも

東京電力福島第 1 原発事故後
に甲状腺がんを発症した子ども
を支援する民間の「3・11 甲状
腺がん子ども基金」(東京)は
31 日、事故当時 4 歳だった福島
県の男児に療養費 10 万円を給付
したと発表した。基金によると、
男児は原発事故の健康影響を調
べる福島県の「県民健康調査」
後の経過観察中にがんが確認さ
れ、手術を受けていたが、県は
制度の対象外として公表してい
なかった。

原発事故の国会事故調査委員
会の委員を務めた同基金の崎山

「制度の対象外」福島県公表せず

比早子代表理事は 31 日、東京都
内で会見し「健康調査に漏れが
あることがはっきりした。原発
事故の影響がないというこれま
での説明の根拠が崩れかねず、
大きな問題だ」と指摘した。

福島県は 2011 年から、事
故当時 18 歳以下だった県内全
ての子どもの対象に甲状腺検査を
実施。専門家による検討委員会
で結果を報告している。これま
でにがん、もしくは疑いがある
とされたのは当時 5〜18 歳だっ
た 184 人のみだった。

基金によると男児の両親から
療養費給付の申請を受け、今月
に入って検査を担当する福島県
立医大に確認したところ、「4
歳以下の例はない」と回答され
たという。

基金はその後、男児の両親と
面談し、診療報酬の明細書など
で男児が県立医大で甲状腺の摘
出手術を受け、通院治療中であ
ることを確認した。

県民健康調査課の担当者は
「検査で『経過観察』となり、
通常の保険診療に移ったケース
は反映されていない」と釈明し
た。県立医大の広報推進室は「プ
ライバシーに関わるため、診療
を受けた患者がいるかどうかも
含め答えられない」としている。

と言うんです。それはただの 2500 人じゃないわけです。経過観察とされる子どもたちは非常に危険な領域にあるんです。しかも、そこからどれくらいの方が手術になったのか、僕らにはまだわからない。「それを発表しろ」と今、福島県にプッシュをかけています。

そうすると 185 人プラスいくらかでしょうか。2500 人のうち、もしかしたら 200 ~ 300 人くらい手術しているかもしれないのです。

そういうことを隠して、185 人しかいないという嘘のデータで対応策を決めているのです。嘘というか不十分なデータということですよ。

松本先生が言われたとおり、福島県としてはなるべく検査を縮小していきたい意向なんです。

今までは「はい皆さん、皆さんのためだし、多くの周りの人のためですから検査を絶対受けてください、なるべく受けてください」という通知を県は送っていたんです。ところが去年の夏は「こういう通知がいらぬ人は、その欄の○をしてください」。ということは「受けたくない人は受けなくていいんですよ」という誘導を始めたということですよ。

疫病対策とか、公害対策とか薬害もそうですが、徹底的に全部を調べて、それを見た上で対策を決めるというのは疫病対策の基本です、予防原則です。だけどなるべく調べたくない。「何でだ」と僕は県を迫及したわけですね。「それは大変な負荷を（検査対象者）にかけるし、希望を強制するわけにはいかないんです、そういう風に専門家が言うんです」と答える。

たった5分ね、こうやって寝て、検査を受ける。それをさせないことがどれだけ尊重すべき理由なのか。それよりも、症状が悪くなってがんが転移したらどうするんだ、と言ったら、「ムニャムニャ……」。

で、ある新聞記者が言ったんです。「河合さん、徹底的に調べれば調べるほど患者の数が増えてくる。増えれば、福島のある原発は恐ろしいものだったんだということになる。福島の風評被害にもつながる。だから福島県としてはなるべく調べたくないんです。」そんな状況に今なっています。

僕たちは「3.11 甲状腺がん子ども基金」という闘いを通じて、もっと掘り起こしていこうと。このことを徹底的に追及して”動かぬ証拠”として政府と福島県に福島原発事故と甲状腺がんの因果関係を早く認めさせたいと思っています。認めたところでだったら、この裁判に持ち出せるかなというところなんです、今の段階です

と、その問題に重点が移ったとして、時間がかかって大変かな、ということもあって、それから、被曝の問題に詳しい弁護士が少なかったということもあって、確かに重要な論点であることはわかっています。

この被曝による健康被害というのは福島原発事故の中核です。というのは健康被害が怖いから、皆さんふるさとを出るわけですよ。家族をかかえて異郷の地で暮らさなければいけなくなるんです。健康被害があることでひどいことになるから家を捨てなければいけなくなるんです。財物損害が出る、それからお米をつくっても売れなくなる、魚が売れなくなる、全部が健康被害に直結しているんです。健康被害がなくなったら、そういうのも全部平気だったら賠償もなくていい、だからどんどんやっていいということになってしまうんです。

健康被害というのは問題の中核なんですけど、政府と福島県の悪いたくらみによって、今までのところそれが非常に闘いにくくなっている。

だけど覆い隠しきれない状況になってきていることも事実です。

でも、僕たちが闘わないとどうということになるかという、何百人でも何千人でもみんな分断されていって全部「何だか調子悪いけど、原発のせいじゃない」という風に皆が苦しんで、そしてある人は死んでいく。分断されたまま死んでいく。そしてそのことが世の中に「なかったこと」になる。僕たちが闘わなければそういうことになる。

こんな話ばかりで恐縮ですが、この問題が一番重要であるのは間違いないんです。例えば瀬戸内海がだめになって魚が獲れなくなる。どうして獲れなくなる？ その魚を食べれば内部被曝するからです。最後に、皆さん寄付してください。3500 万円では足りません。ひとり 10 万円の補助では足りないんです。下記に連絡し、よろしければ送金してください。

城南信用金庫本店 種別：普通

口座番号 845511

口座名義 3.11甲状腺がん子ども基金

ホームページ <http://www.311kikin.org/>

TEL 080-3757-0311

3.11甲状腺がん子ども基金